

## ● 区画

危政令 16-1-3

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。

通達・質疑・行政指導等

「さく等」は、屋内貯蔵所に例をとれば、倉庫の外壁に相当するものである。なお、材料は問わないが、あまり低い物や地面に直接白線を引くことはさく等には含まれない。

なお、さく等の材料は不燃材とすることが好ましい。(危険物政令の解説より)

さくの高さは1 m程度にするとともに、貯蔵所の位置が移動しないように、さく等の一部は固定すること。

排水溝はさく等に該当しない。

・タンクコンテナのみ、ドライコンテナのみ、タンクコンテナ及びドライコンテナを混在して貯蔵する施設については、区画が明確にわかる間隔で鋸（四方のみの鋸で区画が明確に分かる場合は四方の鋸のみで可）及び白線を設置することで、さく等を設けないこととして差し支えない。

・地盤面に固定した架台を区画のラインとしている施設は、当該架台の外側をさく等とみなして差し支えない。

## ● 保有空地

危政令 16-1-4

前号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第二類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有する物（以下この条、第26条及び第29条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 10 以下の屋外貯蔵所	3 m 以上
指定数量の倍数が 10 を超え 20 以下の屋外貯蔵所	6 m 以上
指定数量の倍数が 20 を超え 50 以下の屋外貯蔵所	10m 以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	20m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	30m 以上

規則・関連政令等

○則 16（硫黄等の屋外貯蔵所の空地の特例）

令第16条第1項第4号ただし書（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定により、硫黄等（令第16条第1項第4号に規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所が減ずることができる空地の幅は、当該屋外貯蔵所が同号の表に定める空地の幅の3分の1を保有することができる範囲までとする。

通達・質疑・行政指導等

## 1 S40.4.6 自消丙予発第60号質疑

「空地の緩和について」

使用权を有さない空地（水田等）を、保有空地の一部とすることはできない。

敷地境界にブロック造防火塀を設けても、保有空地を緩和することはできない。

消防危第 27 号  
平成 8 年 2 月 13 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

## 保有空地内の植栽に係る運用について(通達)

製造所等の保有空地内に植栽を行うことができる条件について、下記のとおり定めたので、今後はこれにより指導されたい。  
なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

### 記

#### 1 保有空地内に植栽できる植物

保有空地内に植栽できる植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね 50 センチメートル以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物(草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする)であること。

なお、防油堤内の植栽は矮性の常緑草に限るものであること。

#### 2 保有空地内の植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

- (1) 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること
- (2) 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること
- (3) 消防水利からの取水等の障害とならないこと
- (4) 防災用の標識等の視覚障害とならないこと
- (5) 危険物施設の維持管理上支障とならないこと
- (6) その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと

#### 3 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体にならないよう、また、成長により上記 2 の条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

#### 4 その他

事業所の形態の変更等により状況が大幅に変更される場合等にあっては、随時確認を行うこと。

#### 参考

延焼防止上有効な植物の例		
草木の区分	植 物 名	
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシャリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等	
草 本 類 (矮性に限る)	常 緑 草	常緑の芝(ケンタッキーブルーグラスフリーダム等)、ペチュニア、(ホホワイト)クローバー、アオイゴケ等
	非常緑草	芝、レンゲ草等

注) 樹木は、高さが概ね 50 センチメートル以下に維持管理できるものに限る。

<p>6 底部に係る肉盛り補修工事（溶接部に対する熱影響が軽微なものに限る。）      以上の変更の工事が行われた場合には、令第 11 条第 1 項第 4 号の規定（水張試験に関する基準に係る部分に限る。）は、適用しない。</p> <p>○則 13 の 3（20 号防油堤）</p> <p>1 1 のタンクの周囲に設ける 20 号防油堤の容量（告示で定めるところにより算定した容量をいう。以下この項において同じ。）は、当該タンクの容量の 50%以上とし、2 以上のタンクの周囲に設ける 20 号防油堤の容量は、当該タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量の 50%に他のタンクの容量の合計の 10%を加算した量以上の容量とすること。</p> <p>2 第 22 条第 2 項第 2 号、第 9 号、第 12 号、第 13 号及び第 16 号の規定は、20 号防油堤の技術上の基準について準用する。</p> <p>◎ 告示第 4 条の 2（防油堤等の容量の算定の方法）      当該防油堤等の内容積から容量が最大であるタンク以外のタンクの防油堤等の高さ以下の部分の容積、当該防油堤等内にあるすべてのタンクの基礎の体積、仕切堤の体積及び当該防油堤等内に設置する配管の体積を差し引いたものとする。</p>
<p>● 20 号タンク（その 2）</p>
<p>危政令 5-1</p>
<p>（タンクの容積の算定方法）      屋外タンク貯蔵所（500KL 未満）の例による。</p>
<p>危政令 5-2</p>
<p>屋外タンク貯蔵所（500KL 未満）の例による。</p>
<p>危政令 5-3</p>
<p>前項の規定にかかわらず、製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることのないものの容量は、当該一定量とする。</p>
<p>規則・関連政令等</p>
<p>○則 2（タンク内容積の計算方法）      屋外タンク貯蔵所（1,000 KL 未満）の例による。</p>
<p>○則 3-1（タンクの空間容積の計算方法）      屋外タンク貯蔵所（1,000 KL 未満）の例による。</p>
<p>通達・質疑・行政指導等</p>
<p>1 <u>S58.3.9 消防危第 21 号通達</u>      「危険物を取り扱うタンクの範囲は、危険物を一時的に貯蔵し、又は滞留させる①危険物の物理量の調整を行うタンク②物理的操作を行うタンク③単純な化学的処理を行うタンク等をいう。」</p>
<p>2 <u>S52.11.14 消防危第 162 号通達</u>      「防油堤の構造等に関する運用基準について」</p>
<p>3 <u>S53.10.24 消防危第 137 号通達</u>      「防油堤の改修等について」</p>
<p>4 <u>S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑</u>      「製造所の屋内タンクの容量は規制はない。製造所、一般取扱所のサービスタンクは、その容量及び親タンクの容量のいかんにかかわらず危険物を取り扱うタンクとして規制される。」</p>
<p>5 <u>S58.11.7 消防危第 107 号質疑</u>      「上部開放型のタンクは 20 号タンクに該当しない。切削油タンク等の工作機械等と一体となったものも 20 号タンクに該当しない。」</p>

6 S58.11.29 消防危第 123 号質疑

「混合攪拌槽が機能上、槽上部を開放して使用する構造のものは 20 号タンクに該当しない。」

7 H9.3.25 消防危第 27 号執務資料

「放電加工機の加工液タンクが、機器、設備等と一体とした構造である場合又は気密に造られていない構造である場合に付いては、20 号タンクに該当しない。」

8 H9.6.2 消防危第 70 号執務資料

製造所と一般取扱所間で施設区分を変更する場合において（廃止の設置）、20 号タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、令第 11 条第 1 項第 4 号（水張又は水圧試験に係る部分に限る。以下同じ。）第 12 条第 1 項第 5 号又は第 13 条第 1 項第 6 号の基準に適合すると認められる場合には、当該タンクは完成検査前検査（水張又は水圧試験に係る部分に限る。）を改めて実施しないこととして差し支えない。

（注） 完成検査前検査については、政令第 8 条の 2 の規定により行うものとする。

9 H9.10.22 消防危第 104 号執務資料

「屋内に設置される減圧して使用する危険物取り扱いタンクの水圧試験は最大常用圧力（-760 mm 水柱）の絶対値の 1.5 倍の圧力で 10 分間行うことで差し支えない。」

10 H10.2.25 消防危第 16 号通達

「20 号タンクのうち、特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が令第 5 条第 2 項で算出される容量未満の一定量を超えることのないものについては、その一定量を当該タンクの容量とするものとされた。20 号タンクの内、その容量が指定数量の 5 分の 1 未満のものについては、屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準の例による必要がないものとされた。」

11 H10.3.16 消防危第 29 号通達

「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について」

- ・ 20 号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて
- ・ 特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることがない 20 号タンクの定義とタンク検査済証等への容量の記載について
- ・ 20 号タンクの構造及び設備の基準に関する運用上の指針について（令 23 条適用）
  - ① 20 号タンクの一部にサイトグラスを設けることについて、一定の基準に適合する場合には差し支えない。
  - ② 製造プラント等にある 20 号タンクの支柱について、周囲で発生した火災を有効に消火することができる第三種消火設備が設けられている場合には、当該支柱の耐火性能の規定を免除して差し支えない。
  - ③ 第 2 類又は第 4 類の危険物を取り扱う 20 号タンクについて、一定の基準に適合する場合には放爆構造の規定について免除して差し支えない。
  - ④ ステンレス鋼板その他の耐食性を有する鋼板で造られた 20 号タンクについては、外面にさびどめのための塗装をする規定を免除して差し支えない。
  - ⑤ 危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる構造又は設備を有する 20 号タンクについては、危険物の量を自動的に表示する装置の設置を免除して差し支えない。
  - ⑥ 製造プラント等にある 20 号タンクであって、タンクの側板から 20 号防油堤までの間にタンクの容量に応じた一定の距離を有する部分にあつては、20 号防油堤の高さを 0.15m 以上として差し支えない。
  - ⑦ 屋外の危険物取扱設備の周囲に 20 号防油堤が設けられているとともに、地盤面が危険物が浸透しない材料で覆われ、かつ適当な傾斜及びためます設けられている場合には、囲いの基準については免除して差し支えない。

⑧ 20号防油堤で第4類の危険物(水に溶けないものに限る。)以外の危険物が取り扱われないもので、かつ、20号タンクのうちその容量が最大であるタンクの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられている場合には、20号防油堤の水抜き口及びこれを開閉する弁の設置について免除をして差し支えない。

#### 1 2 H10.10.13 消防危第 90 号執務資料

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」

(政令8条の2関係) 20号タンクを別の製造所に移設して使用する場合において、一定条件を満足する場合は、改めて完成検査前検査を行わなくてもよい。

「20号タンクの運用について」 別添資料4参照

20号タンク(原料・中間・製品タンク等貯蔵目的とするものに限る。)の最大容量は、工程上必要最小限の量とし、上限は10日程度の量で、かつ、50キロリットル以下とすること。

放爆構造については、屋外タンク貯蔵所の例によること。

500リットル未満の20号タンクの通気管は、則20-1-1-イの規定にかかわらず、必要な通気量が確保される太さとすることができる。

新設の20号防油堤の壁厚は、昭和52年11月14日付け消防危第162号通知より、原則20cmとすること。ただし、既存の20号防油堤で壁厚が15cmのものを改造する場合は、壁厚15cmとして差し支えない。

屋外の装置内にピットを設けタンクを収納する場合は、次の条件及び措置を講じること。

- ① 地下タンク貯蔵所の構造にできない理由を添付すること。
- ② ガス検知器を設置すること。
- ③ 可燃性ガス、排水を排出するための装置(エジェクター等)を設けること。
- ④ 可燃性ガスを希釈するためにスチーム吹込装置を設けること。
- ⑤ タンクは点検が可能ないようにピット壁から50cm以上の間隔を保つこと。
- ⑥ 周囲から排水、オイル等がピットに流入しないようにピットの周囲を200mm以上嵩上げすること。

#### ● 配管

危政令 9-1-21

危険物を取り扱う配管の位置、構造及び設備は、次によること。

イ 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験(水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

ロ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

## 資料 4

## 20号タンクの運用について

1. 通達<sup>※</sup>により例示されている20号タンク

(3)～(5)に例示されている20号タンクは、回収タンク、計量タンク、サービスタンク、油圧タンク、混合（溶解）タンク、静置分離タンク、中和タンク、熟成タンクとなっており、いずれも一時的に貯蔵又は滞留し、物理的操作を行った後、次の工程へ移液するようなものとなっている。

※「製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について」

(昭和58年3月9日消防危第21号 通達)

## 2. 20号タンクの範囲

20号タンクの範囲については、上記の他 別添1、別添2参照。

## 3. 解釈上疑義の生じやすいタンク

## (1) 連続工程中にあって、常に危険物が通過しているタンク

屋外貯蔵タンクとは形態が類似していないととれるが、タンク内には常に一定量の危険物が滞留していると考えられるので、これは20号タンクに該当する。

## (2) 数時間の内に空になってしまうタンク

サービスタンク又は計量槽等と称するものであっても、一定量計量した後直ちに全量を工程中に移液してしまうものは、20号タンクには該当しない。

## (3) 反応槽等で中間タンク、製品タンク等と兼用されるタンク

反応開始前に一時的に滞留させるもの。あるいは反応後一時的に滞留させた後次工程へ移送するものは、20号タンクに該当する。

## 4. 一時的に貯蔵し又は滞留させる・・・のうち「一時的に」の解釈

「一時的に」とは、「数時間」をいう。

## 5. 20号防油堤の設置方法

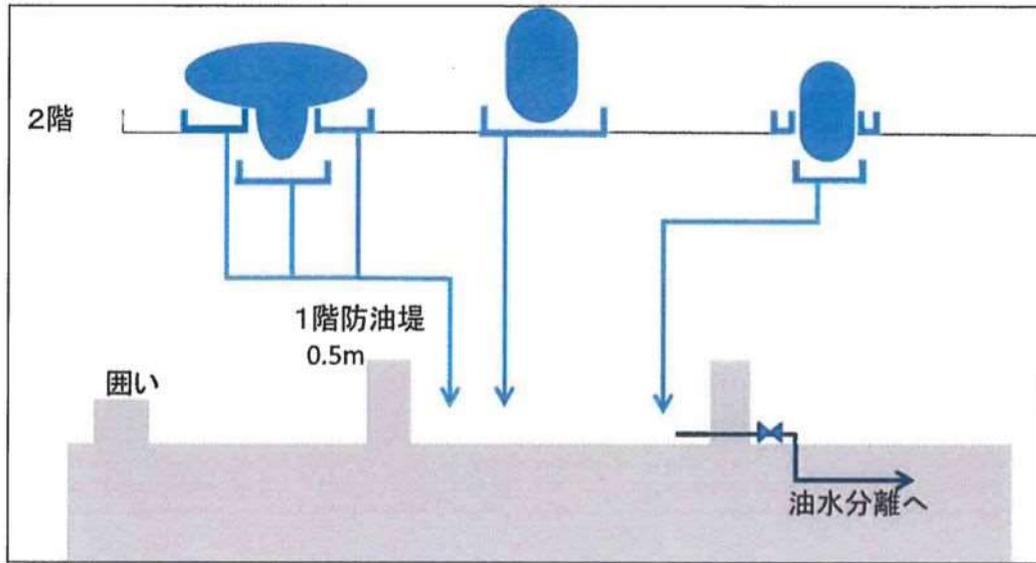
## (1) 新設施設の場合

## ① 1階に設置する場合

法令どおりの防油堤を設置すること。ただし、製造プラント等に設ける20号タンクにあっては、運用通知「製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について」(H10.3.16 消防危第29号)の5(6)により、その防油堤の一部高さを15cm以上とすることができる。この場合に、20号防油堤は局限化を図ることを目的に設けられることから、装置全体の囲いで代替することは認められない。

## ② 2階以上の階に設置する場合

法令どおりの防油堤を設置するか、又はタンク周囲を高さ15cm以上の鋼板等で囲い、配管（弁は設置しない）により1階に設置した20号防油堤内に導く方法でも良い。この場合には、危規則第13条の3（20号防油堤）第2項第1号に規定する20号防油堤の容量を満足すること。



(2) 既存施設の場合（20号タンク of 取替えも含む）

① 1階に設置する場合

前記(1)-①に同じ。

② 2階以上の階に設置する場合

前記(1)-②により設置することを原則とする。ただし、取替えにおいてその設置が周囲の状況から判断して非常に困難な場合には、事前に個別相談すること。

## 6. その他

屋内の20号タンク及び開放タンク等に係る漏油拡散防止措置

（液体危険物に限る。）

屋内の20号タンク及び焼入油槽・切削屑回収槽（必然的に上部開放となるため20号タンクから外れることとなるが、取扱い上は貯蔵タンクの性格を有し、漏油危険もあるため）については、漏油拡散防止措置（囲い、オイルパン等）を講じること。

### 参 考

////// 従前の運用 //////////////////////////////////////

〔囲いで代替えする場合の囲いの設置方法〕

- 1 必要容量は、20号タンクが1基の場合は100%以上とし、また、複数ある場合は、最大20号タンクの100%以上もしくは最大タンクの50%+他のタンクの10%以上を加算した容量のどちらか大なる方の収容容量があること。
- 2 1階全体の床面積が広い場合は、可能な範囲で20号タンクを囲むよう囲いを設ける。（局限化を図る。）

- 3 2階以上の階に20号タンクを設置する場合は、タンク周囲を高さ50mm以上の鋼板等で囲うか、又はタンク周囲の床面に150mm以上の鋼板等で囲い、1階囲い内の排水溝に導くこと。
- 4 危険物の大量流出の際に、排水系への拡散を防止するため、囲い内タメマスと油分離槽出口側直近の支障のない場所に、弁（排水系閉止弁）を設置するものとする。